

初期費用



令和3年度住宅用太陽光発電 初期費用ゼロ促進事業説明資料

事業の仕組みと助成金交付の要件

**公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)**



目 次

1. 事業の仕組み

2. 助成金交付の要件

2-1. 助成対象者

2-2. 助成対象事業

2-3. 助成金額

2-4. 注意事項等



1. 事業の仕組み

【目的】

本事業は、住宅に初期費用ゼロで太陽光発電システムを設置するサービスを促進することで、**都内の太陽光発電システムの更なる導入拡大を目指しています。**



太陽光発電システム設置に際して、
初期費用負担のハードルを下げよう！



1. 事業の仕組み



公社に対して
この2つを

手続きして
もらうよ



★ 事業プラン登録



住宅所有者との契約



★ 助成金交付申請
(交付申請書・設置完了報告書)

／ 審査終了後、助成金が交付されます！ ／

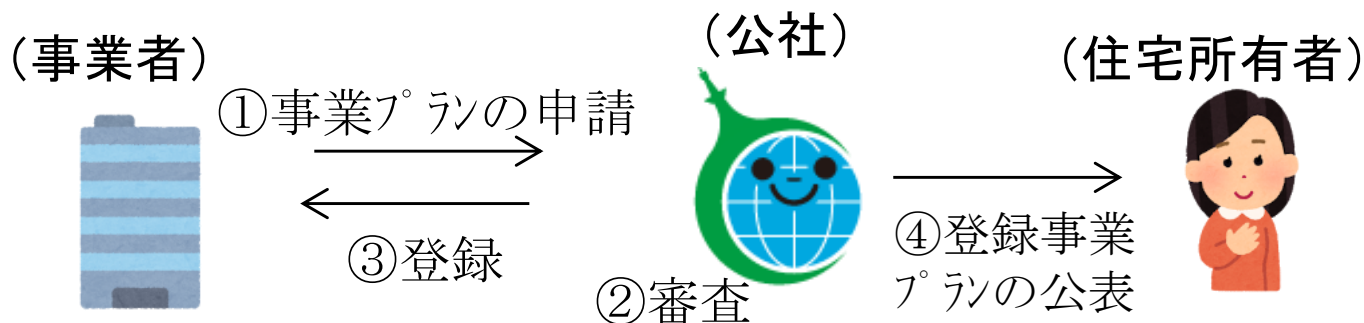


1. 事業の仕組み

【事業スキーム】

ステップ1（事業プランの登録）

公社が事業プランを募集し、要件に合致したものを登録します。登録された事業プランは公社のホームページ等で公表します。





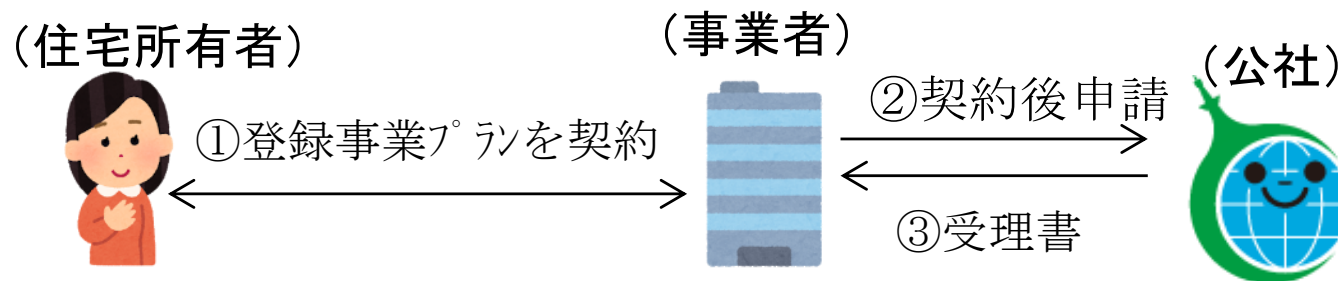
1. 事業の仕組み

【事業スキーム】

ステップ2(助成金交付申請)

必ずプラン登録完了後に
契約&交付申請！

住宅所有者と登録事業プランに係る契約を締結した事業者は、
公社に対して助成金の申請ができます。



※契約後の申請が受理されると、受理書が発行されます。

事業者の皆様からの申請額の合計が公社の予算の範囲を
超えた日をもって、申請の受理を停止します。



1. 事業概要

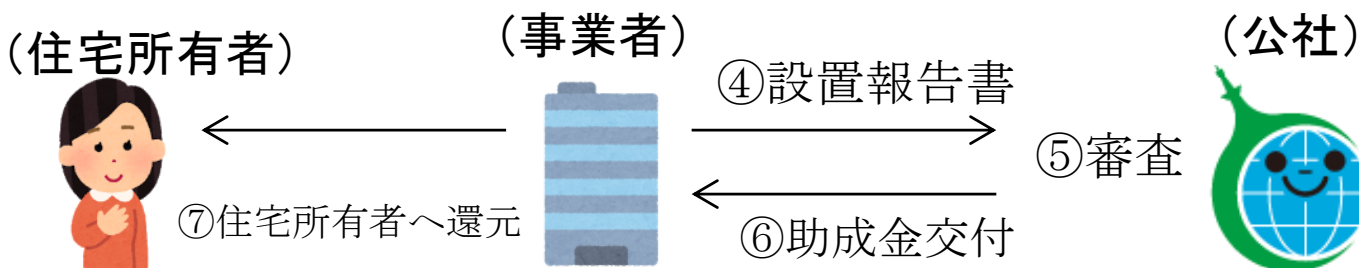
【事業スキーム】

ステップ2(助成金交付申請)

設置完了報告後、
審査を行い、助成金交付！

申請事業者は、太陽光発電システムの設置後に報告書等を公社に提出します。公社は報告書等の提出を受け審査を行い、要件に合致したものに助成金を交付します。

助成金は全額、住宅所有者へ還元する必要があります。





1. 事業概要

【事業期間】

令和元年度から令和3年度の3年間

【予算規模】

14億円



2-1. 助成対象者

【助成対象者】

リース、電力販売、屋根借り等により住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電システムを設置する事業者

【助成対象事業】

公社がプラン登録した初期費用ゼロサービスであって、要件を全て満たすもの



2-2. 助成対象事業

【要件】

1. プラン登録の日から令和3年度末までに住宅所有者と助成対象者との間で初期費用ゼロサービスに係る契約が締結されたもの。
2. 令和4年9月30日までに都内の住宅に太陽光発電システムが設置されるものであること。

※住宅所有者には集合住宅のオーナー等も含まれます。

※昨今の中国における大規模停電による生産量低下、世界的な電子部品の需給逼迫により、太陽光発電システムの設置期限は令和3年度3月末から9月30日まで延長されました。



2-2. 助成対象事業

【要件】

3. 太陽光発電システムに係る設計費、設備費及び工事費の合計額が発電容量1キロワット当たり400,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）未満であるもの。
4. 太陽光発電システムが設置される都内住宅所有者に対して、本助成金を申請すること及び当該契約金額は助成金額が控除されていることが説明されたものであること。
5. 1から4に加え、事業プランの登録要件を満たすもの



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

1. 住宅所有者の初期費用無しで、都内住宅（集合住宅含む。）に太陽光発電システムを設置するサービス（リース、電力販売、屋根借り等）であること。
※太陽光発電システムの販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。
2. 設置される太陽光発電システムが、停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

3. 太陽光発電システムが故障した場合に、速やかに交換又は修理がなされること。
4. 交付される助成金総額が、住宅所有者の登録事業プラン利用料金の契約期間内の合計額から控除されていること(屋根借りの場合は、助成金総額が契約期間内の屋根の使用料合計に加算されていること。)



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

5. 太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。また、太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。

※ 太陽光発電システム原因は、パネルやパワーコンディショナーのメーカーが補償する取り決めになっていれば可。
工事原因は、工事業者が保険会社等の一般的な保険商品等に参加していれば可。



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

6. 太陽光発電システムが次の要件を全て満たしていること。
 - 太陽光発電システムを構成するモジュールが、国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関又はIECEE-CB認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
 - 未使用品であること
 - 地絡検知機能を有していること



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

7. 住宅所有者との契約について、サービス期間が太陽光発電設置から5年以上であること。また、契約終了後も当該太陽光発電システムが法定耐用年数（17年間）の間、継続して都内住宅において発電していると見込まれること。
8. 契約後、申請額の合計が公社の予算の範囲を超えたことなどにより、本事業の助成金が交付されないことが分かった場合、住宅所有者が契約を無償で解除可能となっていること。



2-2. 助成対象事業

【事業プラン登録要件】

9. 住宅に太陽光発電システムからの電気が供給される場合にあっては、当該電気に環境価値が伴っていること(事業者が環境価値を取得しないこと)。

※固定価格買取制度(FIT)の活用は可能です。

※予備又は将来用のものは助成の対象としません。



2-3. 助成金額

【助成金額】

太陽光発電システムの発電出力1kW当たり10万円

※太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールのJIS等に規定されている公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーのJIS等に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(kWを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入)とします。

※国及び区市町村からの助成金を充当する場合は、当該助成金の額を控除した額



2-3. 助成金額

【限度額】

太陽光発電システムの設置に係る次に掲げる経費の合計額を限度額とします。

- ① 設計費（助成対象設備の設計等に要する経費）
- ② 設備費（助成対象設備の購入等に要する経費）
- ③ 工事費（助成対象設備の設置工事に要する経費）

※自社製品の調達分又は助成対象者に関係する者からの調達分がある場合は、利益等排除を行った額を助成金額の限度額とします。



2-4. 注意事項等

【交付の条件】

1. 助成事業者は本事業の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって管理してください。
2. 助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。
3. 助成事業者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供してください。



2-4. 注意事項等

4. 助成事業者は、助成対象となる太陽光発電システムについて、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないでください。
5. 交付要綱又は実施要綱その他の法令の規定を遵守してください。



2-4. 注意事項等

【契約解除及び財産処分時の返納額について】

1. 契約後17年以内に財産処分をした場合

➡ 請求額＝助成金額－（助成金額／17年）×経過年数

2. 契約後5年以内に契約を解除した場合（財産処分は行わない）

➡ 請求額＝助成金額－（助成金額／5年）×契約経過年数

3. 2の契約解除後に財産処分を行った場合

➡ 1と同様の計算をし、2で返還した額を控除した額を請求します。

初期費用



令和3年度住宅用太陽光発電 初期費用ゼロ促進事業説明資料

事業概要と助成内容

**公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)**